

令和8年度空手ツーリズム受入体制構築事業「おもてなし支援」 実施要綱

(目 的)

第1条 一般社団法人沖縄伝統空手道振興会（以下「振興会」という。）は沖縄県から空手ツーリズム受入体制構築事業を受託し、沖縄空手を文化観光資源として活用した「空手ツーリズム」を推進し、国内外からの空手愛好家や観光客の受入体制構築及び強化を図るため、空手を目的として来県する旅行者への「おもてなし支援」を行うものとし、その支援に関し必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この要綱で対象とする「空手を目的として来県する」とは、空手関係団体・道場等が主催する空手に関するイベントや大会、セミナー、稽古、関連史跡への観光などを目的とした来県を指す。

2 「旅行者」とは、空手を目的として来県する空手愛好家及びその同伴者を指し、オンライン参加者、外部委託による運営事務局、ツアー添乗員等を含まないものとする。

3 「おもてなし支援」とは次に掲げるものとし、おもてなし支援の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は希望する支援を選択することができる。

- ① オリジナルノベルティグッズの提供
- ② 沖縄空手オリジナルキャラクター「琉空太郎（りくたろう）」の派遣
- ③ 沖縄空手通訳ガイドの派遣
- ④ 沖縄空手会館資料室の観覧券の配布

(支援対象)

第3条 支援対象者は沖縄県外及び海外から、空手を目的として来県する旅行者、またはそれを主催・引率する団体・個人で、沖縄県内の宿泊施設に宿泊する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、旅行者において次の各号のいずれかに該当する者が含まれる場合は、支援の対象としない。ただし、沖縄県との協議により特に必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 政治目的又は宗教目的で来県した者
- (2) 募集型企画旅行で来県した者
- (3) 宿泊税の課税免除となる者（課税免除施設で宿泊した者を含む）
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7

7号) 第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者(以下「暴力団の構成員等」と略記)

- (6) 暴力団の構成員等の統制の下にある企業又は団体
- (7) 反社会的勢力と判断される者
- (8) その他、不適切と判断される者

- 3 当事業の提出書類について、日本語または英語で提出できること。ただし、固有名詞などはその限りでない。
- 4 支援対象期間は、当事業実施年度の募集開始の日から同年度1月31日までの期間とする。

(支援内容)

第4条 支援内容は第2条第3項に掲げるものとし、予算の範囲内で実施する。ただし、支援は1支援対象者に対して当該年度中1回のみの実施とし、③沖縄空手通訳ガイドに関しては、申請対象となる行事の規模によって、複数日の派遣を検討することとする。

- 2 オリジナルノベルティグッズの提供については、数に限りがあるため提供できない場合があるほか、場所や状況に応じて郵送する場合がある。
- 3 琉空太郎(りくたろう)の派遣については、旅行者50名以上が参加する行事を対象とする。ただし、派遣要望が重複した場合は、子どもの参加者が多い団体を優先とする。
- 4 沖縄空手通訳ガイドの派遣については、5名以上のグループを対象とする。ただし、通訳ガイドの数に限りがあるため、希望日によっては派遣出来ない場合がある。また、派遣の対象は、空手関連施設や史跡の案内、稽古の通訳など、空手に関連する旅程に限る。

(支援申請)

第5条 支援対象者の代表者は、実施予定日より起算して原則30日前(土日祝日含む)までに、振興会ホームページ内の申請フォームから次に掲げる第1号及び第2号の様式を一般社団法人沖縄伝統空手道振興会理事長(以下「理事長」という。)へ提出する必要がある。

- (1) おもてなし支援申請書(様式第1号)
- (2) おもてなし支援手配確認書(様式第2号)
- (3) 空手を目的とした来県に関するアンケートの提出(様式第3号)

※ 申請フォームに記載された遷移リンク先に表示される第3号様式「空手を目的とした来県に関するアンケート」へ事前に回答すること。

- (4) 参加者名簿(様式第4号)

※ 第4号の参加者名簿については、振興会ホームページからExcelをダウンロードし、必要事項を記入の上、メールにて提出すること。

※ 性別、年齢、県内宿泊先、海外参加者は出発地または所在地の国

名、県外参加者は出発地または所在地の都道府県名の記載が必須。

※ ただし、オリジナルグッズと沖縄空手会館資料室の観覧券配布に関しては、ホームページからの事前申請がない場合でも、空手会館内にある沖縄伝統空手道振興会事務所にて、アンケートへの回答をもって、実施を行うこととする。

2 支援事業に係る経費が予算額に達した場合、支援対象期間内であっても受付を停止し、その取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 原則として、申請総額が予算額に達する日を受付停止日とする。その日までに申請書類等の不備なく、振興会ホームページを通して提出されているものを有効な申請とする。情報漏れ、書類不足、その他不備が生じている申請については一切受け付けない。
- (2) 申請総額が予算額に達する前に、振興会ホームページにてその旨を通知する（「沖縄伝統空手道振興会」 <https://www.odks.jp/>）。
- (3) 受付停止日及び予算に関する問い合わせは一切取り扱わない。

（申請の承諾）

第6条 理事長は、申請を受けたときは、申請書等の書類を審査し、その申請に内容が適当であると認めたときは、当該申請者にその旨を承諾書により通知する。

（申請の取下げ）

第7条 支援対象者は、申請の取り下げをする場合は、取下げ届出書（様式第4号）を催事の1週間前までに、振興会ホームページ内の取り下げ届出フォームから理事長へ提出しなければならない。

（申請内容の変更）

第8条 支援対象者は、申請書（様式第1号）の内容に変更がある場合は、速やかに申請内容変更届出書（様式第5号）を振興会ホームページ内の申請内容変更フォームから理事長に提出しなければならない。ただし、開催期間に変更が生じる場合、第3条第4項に定める支援対象期間を超えての支援は行わない。

（アンケートの提出）

第9条 支援対象者は、支援申請の際に表示される「空手を目的とした来県に関するアンケート」を、振興会ホームページ内のアンケートフォームより理事長へ提出すること。

（現場の調査）

第10条 振興会は、必要に応じて支援の対象となる空手を目的とした来県

の実施状況調査を行うものとし、支援対象者はこれに協力するものとする。

（支援の取消し等）

第11条 理事長は、次に掲げる場合には第6条の承諾の内容の全部又は一部を取り消し、若しくは変更することができる。

- (1) 法令又はこの要綱若しくはこれらに基づく理事長の処分又は指示に違反した場合
- (2) 申請に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合
- (3) 支援の決定の後に生じた事情の変更等により、第3条で定める支援条件に適合しなくなった場合

2 理事長は前項の取り消し又は変更をした場合、若しくは支援対象者の自己都合により、空手を目的とした来県が中止となった場合において、すでに支援の実施に係る費用が発生している時は、期限を付して当該費用の全部又は一部を請求する事ができる。

（免責事項）

第12条 当事業の履行に当たり支援対象者において発生した問題に対し、振興会及び沖縄県は一切関与しない。

（催事情報の公開）

第13条 振興会及び沖縄県は、おもてなし支援事業の実績として、支援対象者が開催又は参加したイベントや大会等の概要の一部（催事名、主催団体名、開催期間、開催場所、参加者数及びその内訳）を公表することができる。

（個人情報の管理）

第14条 取得した個人情報については、本事業の範囲内でのみ使用する。

（その他）

第15条 この要綱に定めのない事項については、振興会と沖縄県が協議して決定する。

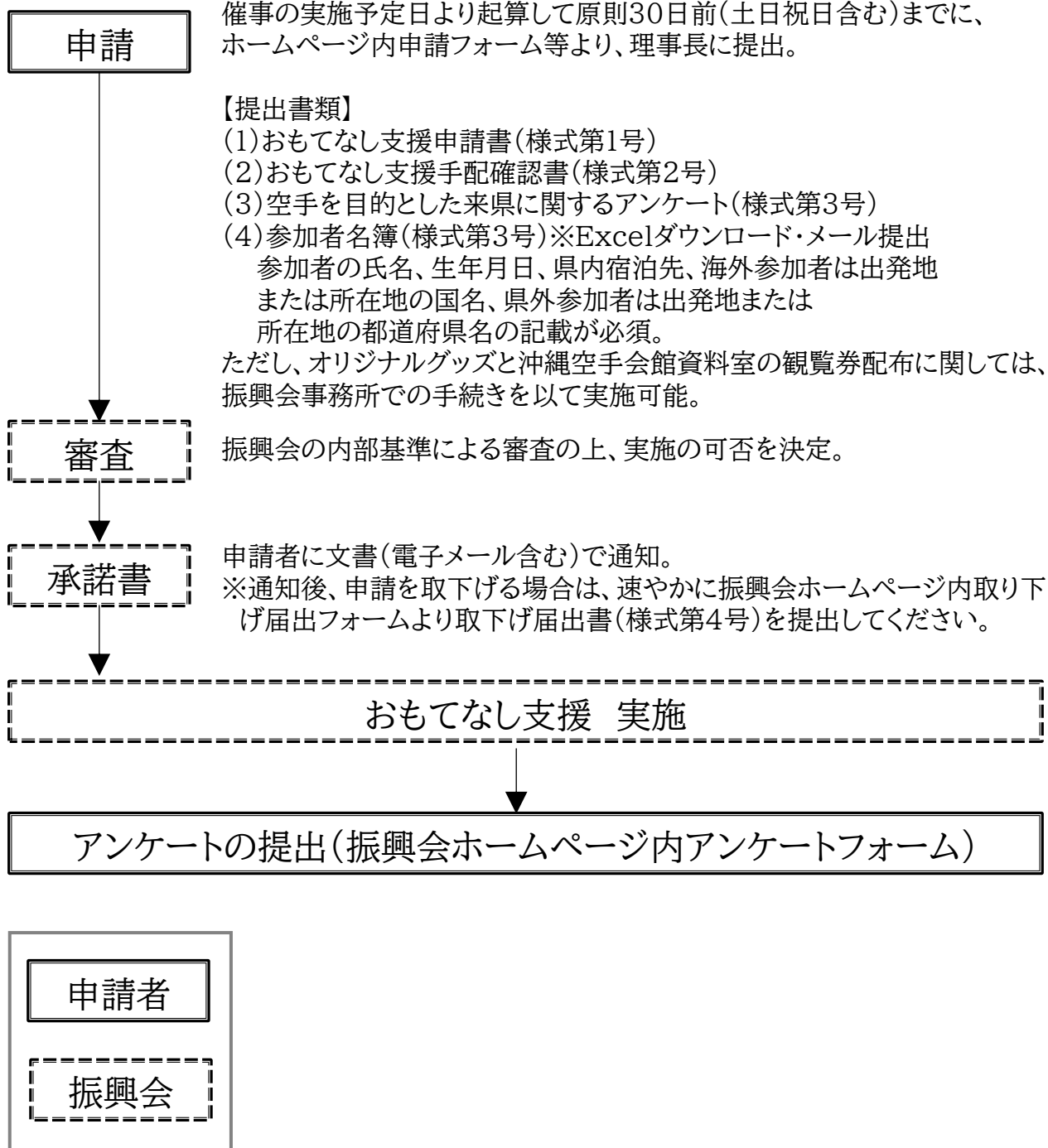
附 則

この要綱は、令和8年7月27日から施行する。

令和8年度 空手ツーリズム受入体制構築事業「おもてなし支援」手続きの流れ

【実施対象期間】

令和8年7月27日～令和9年2月5日



■お問合せ先

〒901-0241沖縄県豊見城市豊見城854-1(沖縄空手会館内)

(一社)沖縄伝統空手道振興会

空手ツーリズム・おもてなし支援 担当窓口

E-mail:hospitality@odks.jp